

久喜市の権限移譲事務の受入れ推進について

1 権限移譲とは

権限移譲とは、地方分権改革の一環として、地方自治法において定められているものです。

国又は都道府県の事務権限を都道府県又は市町村に移譲することで、住民に身近な事務を、地域の実情をよく知る住民に身近な地方公共団体で行うことが可能となることをいいます。

2 久喜市の取組

本市では、市民サービスの向上や自ら住む地域のことは自らの責任で決定する総合行政の実現を目指し、国や埼玉県による権限移譲を“押し付け”と捉えるのではなく、むしろ“チャンス”と捉え、権限移譲事務を積極的に受け入れています。

具体的には、埼玉県で定めている「埼玉県権限移譲方針」で示された事務について、市民サービスの向上や市で行うことの有効性等を見極めながら、積極的に受入れを行っています。

なお、本方針では、「移譲の目安」として、政令市、中核市、人口15万人以上の市、その他の一般市等、市町村の人口規模等に応じて、移譲対象事務の範囲が定められています。

本市における平成29年4月1日現在の移譲率（移譲対象事務数に対する移譲を受けている事務数の割合）は、78.3%と県内5位となっており、県内同規模市と比較して高い移譲率となっています。

○埼玉県からの移譲事務数（平成29年4月1日現在）

移譲事務数 101 事務（移譲対象事務数 129 事務）

移譲率 78.3%

○主な移譲事務

一般旅券（パスポート）の申請受理・交付等、NPO法人の設立認証等、開発行為の許可等、農地転用の許可等

3 参考 平成29年度県内市移譲状況

裏面のとおり

参考 平成 29 年度県内市移譲状況

県内市移譲状況（第五次埼玉県権限移譲方針）					
平成29年4月1日現在					
移譲率 順位	市名	移譲率 (%)	移譲事務 数	移譲対象 事務数	備考
1	1 さいたま市	87.8	151	172	指定都市
2	2 川越市	80.7	134	166	中核市
3	19 越谷市	79.8	130	163	中核市
4	25 和光市	79.3	88	111	
5	28 久喜市	78.3	101	129	人口15万人以上
6	21 戸田市	76.7	89	116	
7	9 加須市	74.1	83	112	
8	7 所沢市	73.0	103	141	特例市
9	24 志木市	71.7	81	113	
10	33 蓮田市	71.1	81	114	
11	18 草加市	69.6	96	138	特例市
12	4 川口市	68.8	99	144	特例市（H31中核市）
12	30 八潮市	68.8	77	112	
14	17 上尾市	68.7	92	134	人口20万人以上
15	35 幸手市	68.1	77	113	
15	38 吉川市	68.1	77	113	
17	3 熊谷市	67.1	94	140	特例市
18	32 三郷市	67.0	75	112	
19	6 秩父市	66.7	76	114	
19	23 朝霞市	66.7	74	111	
19	40 白岡市	66.7	76	114	
22	11 東松山市	66.1	78	118	
23	37 日高市	65.8	77	117	
24	29 北本市	65.8	75	114	
25	36 鶴ヶ島市	65.2	73	112	
26	34 坂戸市	64.9	74	114	
27	12 春日部市	64.0	89	139	特例市
28	5 行田市	62.3	71	114	
29	14 羽生市	62.2	69	111	
30	8 飯能市	62.1	72	116	
31	26 新座市	62.0	80	129	人口15万人以上
32	39 ふじみ野市	61.6	69	112	
33	10 本庄市	61.4	70	114	
34	27 桶川市	61.1	69	113	
35	31 富士見市	60.5	69	114	
36	13 狭山市	59.8	76	127	人口15万人以上
37	15 鴻巣市	59.8	67	112	
38	20 蕨市	59.3	67	113	
39	22 入間市	57.5	73	127	人口15万人以上
40	16 深谷市	52.4	65	124	人口15万人以上